

＜基調講演①—4＞

「消費者庁における資源循環の取組について」

消費者庁消費者教育推進課

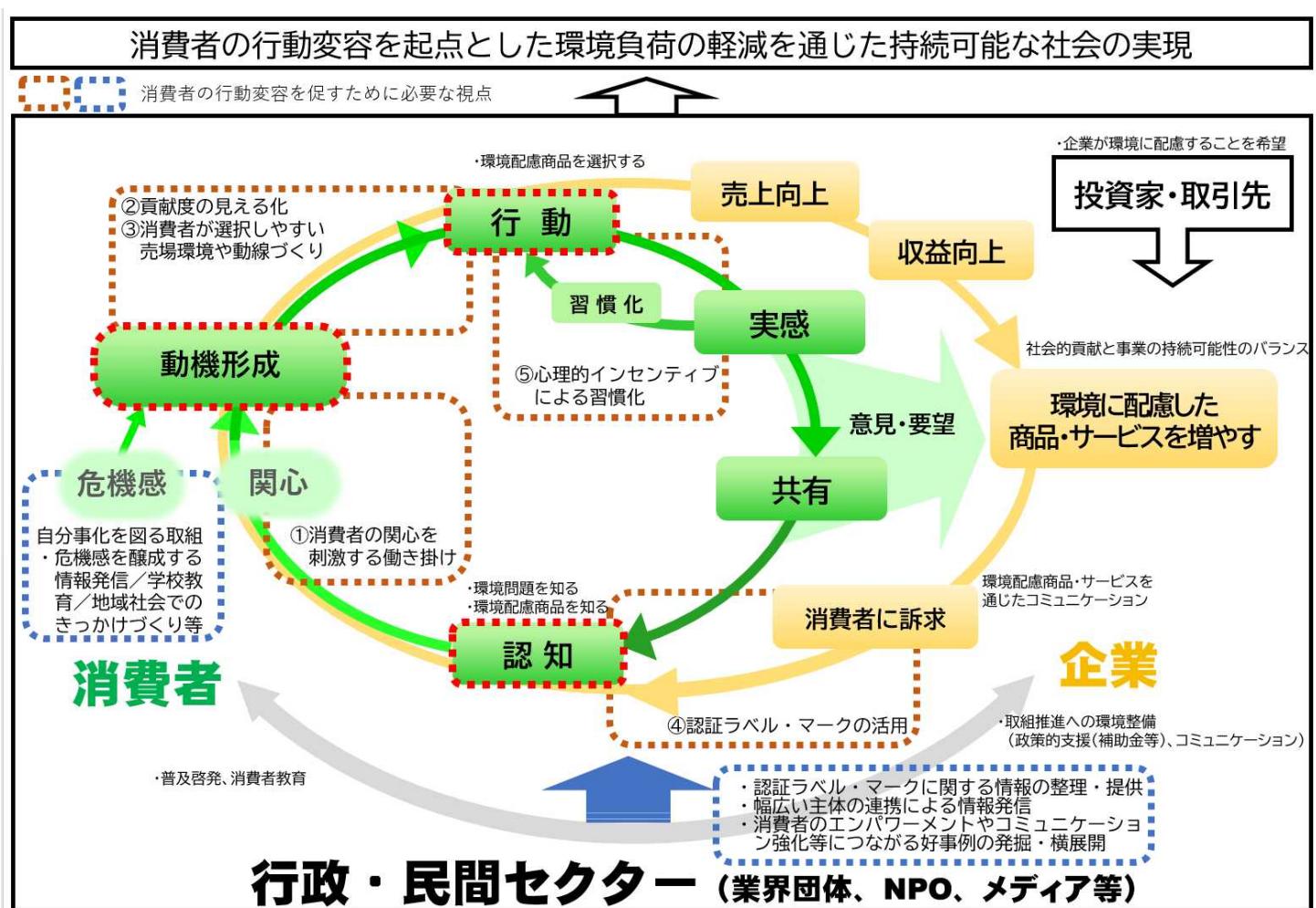
課長補佐 久保 美奈海

消費者庁における資源循環の取組について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者庁における取組の方向性（グリーン志向消費に関連して）



エシカル消費・サステナブルファッショントの推進

- 消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費※の普及啓発を実施※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動
- 衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッショントの実現に向けた取組が求められている
- 経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッショント習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすくなる仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的な取組事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッショントの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッショント習慣のすすめ」ページ



学校で出前講座実施、イベントにてワークショップ実施

- 小・中学校に出向いて、「エシカル消費」について知るとともに、社会課題の解決につながる買物の仕方について学ぶことを目的とする出前講座を実施。
- 学校授業等で活用できるようアレンジした指導者向け解説書や動画等を使用。
- エシカル消費を体感してもらえるワークショップを開催。

【小学校出前講座の様子】



関係省庁との連携

(サステナブルファッショントの推進に向けた関係省庁連携会議決定(令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- サステナブルファッショントに心を持つ、実践する人の輪を広げるため、SNS等を活用し情報発信
- エシカル消費行動の活性化を促すため、プラットフォーム「オンラインコミュニティ」を設置し、消費者庁の取組みだけでなく消費者一人一人取組みを発信し共有
- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



普及啓発資材の作成

- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与。



2

令和7年度消費者月間の普及・啓発について

- 消費者保護基本法（現消費者基本法。昭和43年5月30日施行）の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、統一テーマを設定して消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に実施。
- 今年度の月間テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

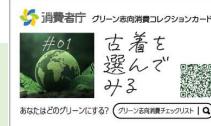
統一テーマ



グリーン志向の消費行動に関するチェックリスト

消費者の行動変容を促すため、身近な消費から行動に移せるよう、グリーン志向消費に関する行動チェックリストを作成し、HPで公表。

- 1. 古着を選んでみる
- 2. 服をシェアする
- 3. 長持ちする服を選ぶ
- 4. 服で温度調節する
- 5. 服のケアを行う
- 6. 服のストーリーを知る
- 7. 服の生涯を考える
- 8. 食に挑戦しない
- 9. 食べられる量を意識する
- 10. 冷蔵庫を整理する
- 11. 料理の省エネを意識する
- 12. 野菜を多く食べる
- 13. 家庭菜園をしてみる
- 14. リユース容器を使う
- 15. 水の節約を実践する
- 16. オーガニック食品を選ぶ
- 17. 3R活動を実践する
- 18. 地域活性化を実践する
- 19. 必要な分だけ買う
- 20. 物の手続方法を考える
- 21. 環境ラベルを探す
- 22. 省エネ家電を使う
- 23. 3R商品を選択する
- 24. 市のエコアワードを検討する
- 25. 再工芸導入を検討する
- 26. 過剰包装を断る
- 27. マイクロプラスチックを減らす
- 28. 過剰包装を断る
- 29. マイクロプラスチックを減らす
- 30. 分別を徹底する
- 31. テリケーション実施する
- 32. 分別を徹底する
- 33. 室内温度を見直す
- 34. 給湯器の設定温度を低くする
- 35. 节水を心掛ける
- 36. 温水洗浄便座は、使わない時はふたを閉める
- 37. 冷蔵庫を開けている時間を短くする



HPにて、各チェックリストの項目の解説も掲載

服の生涯を考える

あなたへおすすめのグリーン志向消費は「服の生涯を考える(服を購入するときに、手放すときのこと)考え方」です。
持続可能な社会の実現のために、服の生涯について考えてみてください。

詳細

解説(あなたがこの行動をしないとどうなる?)

もしも他の行動を15%減らすことできれば、年間20万円の削減を実現できます。これは東京ガス「約50分の暖房」で実現します。買わないだけでも大量生産を削減アクションになります。

行動ヒント

＜お祭り＞
私の家族はお祭りでよく歩きます。歩くまで一歩ですが、自分の歩く距離を自分で数えて、リュックサックに出品・バザーに出品・リユースショップに持ち込む、知り合いで譲ります。リサイクルするなど、また、これを手離した場合は、瓶の購入税なども免除してみると良いかもしれません。

関連リンク

○サステナブルファッショント(消費者)

消費者月間シンポジウムの開催

- テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～

○日時：5月19日(月)14:00~16:00

○内容：

【基調講演：「気候の危機にどう向き合うか？」】

江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

【トークセッション：「わたしのグリーン志向消費」】

●登壇者：江守 正多 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授

馬場 裕之 消費者庁食品ロス削減推進アンバサダー

梨田 梨利子 エシカルラブリー研究家

笠川 瑞希 横浜国立大学4年

白石 優和 前橋工科大学4年

●コーディネーター：黒田 啓太 消費者庁消費者教育推進課長

○場所：イノホール & カンファレンスセンター(対面・オンライン併用)

地球環境の危機感を共有するための啓発資材

地球環境の現状や課題について、適切な危機感・問題意識の醸成につながる情報を消費者に提供・発信する啓発資材を公開。



食品ロスの削減の推進の取組

《我が国の食品ロスの状況》

事業系231万トン
家庭系233万トン

- ・食品ロス量は年間464万トン（令和5年度推計）
 - ＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
 - ＝毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロス削減に係る背景

▶2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、
2020年3月に「**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**」を閣議決定。
事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。

▶直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについては、半減目標を8年前倒しで達成**したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、**新たな目標として60%減と設定**。家庭系食品ロスは半減目標まであと**20万トン**。

食品ロス量の推移と削減目標



「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について

▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「**食の環**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

▶今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

<「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）>

食品ロス削減	(食品の) 経済的アクセス	(食品の) 物理的アクセス
排出削減の取組 (公表、商慣習見直し、国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取組や協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保蔵、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じてつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備 店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)		移動販売等で店舗を届ける
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (備蓄無償交付等)	商品を届ける (ストアマイル配達支援等)
		食品アクセスの状況や対策事例等



関係府省庁による発出文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等でもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

<チラシ・ポスターによる啓発>



<食材をムダにしないレシピの発信>



<食品ロス削減特設サイト・SNSでの情報発信>



<10月食品ロス削減月間における啓発強化、食品ロス削減全国大会や表彰、その他イベントの開催>



<地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材(食品ロス削減推進センター)の育成>



<絵本を活用した幼児への啓発>



<食品の期限表示(賞味期限・消費期限)の理解促進>



<食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表>

2023(令和5)年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果		
2023(令和5)年度 食品ロス量	464万トン	国民1人当たり 37kg/年
食品ロスによる経済損失の合計	4.0兆円	国民1人当たり 31,814円/年
食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計	1,050万t-CO2	国民1人当たり 84kg-CO2/年

<季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ>

食品ロスの削減にご協力ください

○東方卷は食べられる分だけ
予約購入して食べよう!
○自家で作った料理も
残さずおいしく食べよう!



<年末年始の「おいしい食べきりキャンペーン」実施とすみっコぐらしとのコラボポスター>



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を実施。



【てまえどり】
日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。



大阪・関西万博における食品ロス削減の啓発

万博会場内の飲食店の協力のもと、ポスター、三角POP、ステッカー等を掲示し、食事の食べきりを呼びかけ。



商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

10月の食品ロス削減月間にあわせて、株式会社 明治の牛乳やヨーグルト等の製品パッケージに、川柳コンテスト受賞作品を掲示していただけることになり、令和7年8月に、先駆けて伊東大臣（当時）と八尾社長との会談を実施。

<掲載例>

明治おいしい低脂肪乳900ml

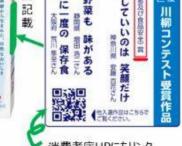
広告欄

規格外人気野菜等がある

フレッシュ残っているのは

美味しいだけ

消費者庁HPにリンク



明治ブルガリヨーグルト 各種

中蓋記載

明治プロビオヨーグルトR-1 各種

天面記載

消費者庁HPにリンク



(八尾社長と懇談する伊東大臣（令和7年8月当時）)

食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促すことができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。

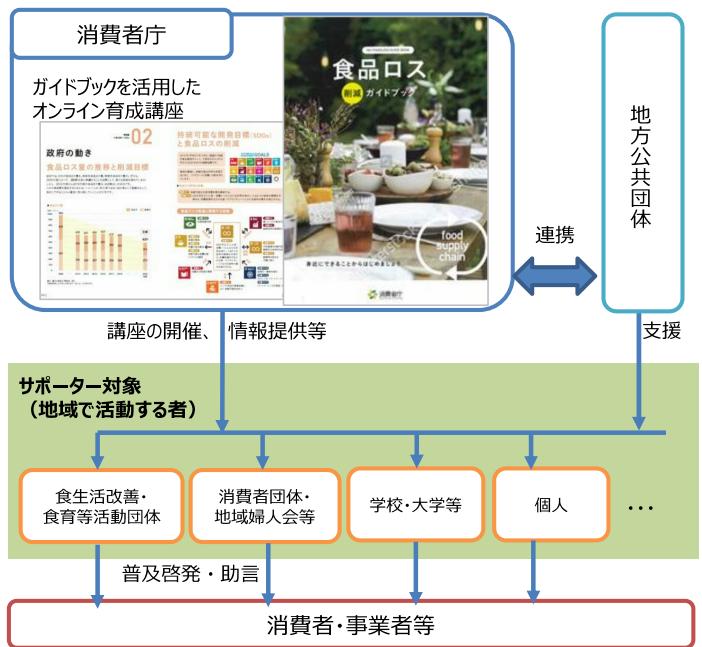


普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進センターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- 食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進センター育成講座を定期的に実施する。

食品ロス削減推進センター育成の体制イメージ



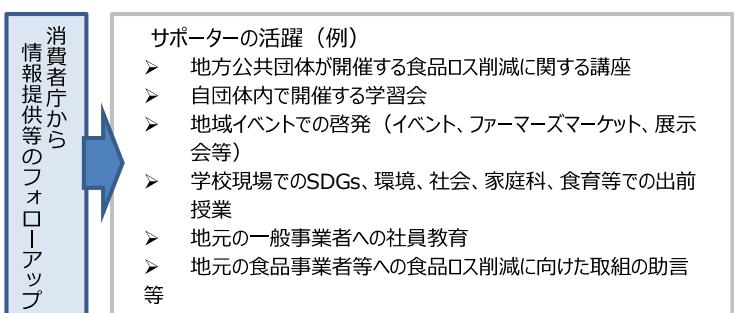
食品ロス削減推進センター登録の流れ

- 消費者庁が開催する育成講座を受講
- 講座を踏まえた試験を受験
- センター登録の希望者は、消費者庁へ申請
- 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録



センター登録人数 約4,250人※

※令和7年12月時点。登録は随時受付中



センターの活動（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

地域における取組事例

食品ロス削減に関する地方公共団体の事例

大学生や障害福祉事業所と連携した災害備蓄食品のアップサイクル(京都府)



(地域色あるアップサイクル製品の一例) チップス、チーズケーキ、ワッフル
京都府では、災害備蓄の役割を終えた賞味期限が迫る「アルファ化米」を活用した商品開発を、障害福祉事業所が受託する業務の共同受注窓口を担う特定非営利活動法人京都っぽっとはあとセンターと連携し実施。本企画に参加した障害福祉事業所は、食品ロス削減と同時に施設利用者の工賃向上を図った。

消費者庁HP:「令和5年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について<事例紹介>」

スクールフードドライブで寄附促進(札幌市)

<スクールフードドライブの仕組み>



◎開催目的①:家族や仲間との食品ロスの削減
捨てられるはずの商品を社会の資源として有効
活用し、ごみ減量活動を、家族や友だちと一緒に
実践する。

◎開催目的②:持続可能な経済活動への寄与
ごみ減量活動が、食のセーフティネットの構築に
も影響し、尊厳のある社会づくりに貢献している
ことを実感する。



（スクールフードドライブで集まつた食）

サステナブルファッションに関する先進的なモデル事業(令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業)

事業全体イメージ

パートナーシップでエシカル消費の推進活動

生産者・販売者・消費者を繋ぐ

中部エシカリングプロジェクト 事務局（株）新東通信



尾張地方の織維業で消費者が工場見学等により地場産業の歴史やサステナブルな取組を学び、未利用素材のアップサイクルによるファッショショナーの実施等を通じ、持続可能な衣料に関わるバリューチェーン構築に繋げるモデル事業を実施

【消費者】地域と消費の繋がりを考えるきっかけになった

未利用素材の価値を感じた

【事業者】地場産業の発展、雇用創出につながった

取組を発信でき仕事の誇り、意欲になった

エシカルファッションショー＆トークショー



マルシェ（月1回開催）



8

令和8年度予算要求の概要

○消費者教育の充実・推進【0.8億円】

行政、事業者、業界団体、消費者教育コーディネーター及び教育の担い手等の関係者が参画する地域会議の開催や、事業者が実施する職域における従業員向け研修の拡充等により、消費者教育の地域ネットワークの構築・強化や様々な場での消費者教育の機会の充実を図る。また、グリーン志向消費の拡大も含むエシカル消費の普及・啓発による消費者の行動変容の促進を行う。加えて、カスタマーハラスマント対策として、引き続き、消費者の属性に対応した啓発資料等の活用促進を図るなど、公正で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。

○食品ロス削減・食品寄附等の促進【0.6億円】

令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、認証取得を目指すフードバンクへの取得に係る支援を実施する。また、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着を図るため研修会等を実施する。加えて、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向けた調査・普及啓発を行う。

(参考:令和7年度補正予算要求)

○食品ロスの削減・食品寄附の促進【1.3億円】

自治体・フードバンク等と連携した未利用食品の活用促進に向けたモデル事業の実施や、令和8年度早期にフードバンクの認証制度を開始予定であることを見据え、同認証の取得に向けた体制整備の支援を行う。

9

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3) 消費者教育・啓発への取組
- (4) SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5) 法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1) 社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2) 配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3) 消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4) 消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営
- (5) 対応困難者への相談対応

3. 災害対策を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1) 消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2) 消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

○出前授業や講座実施・教材作成

○シンポジウムの開催

○普及啓発、実態調査

○食品ロス削減推進計画の策定

○フードバンク・フードドライブ活動支援

○食品ロス削減推進センター育成

など

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| 1. 消費生活相談機能整備・強化事業 | 5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業 |
| 2. 消費生活相談員養成事業 | 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 |
| 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業 | 7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務 |
| 4. 消費生活相談体制整備事業 | |

＜基調講演①—5＞

「農林水産省における循環経済実現に向けた取組について」

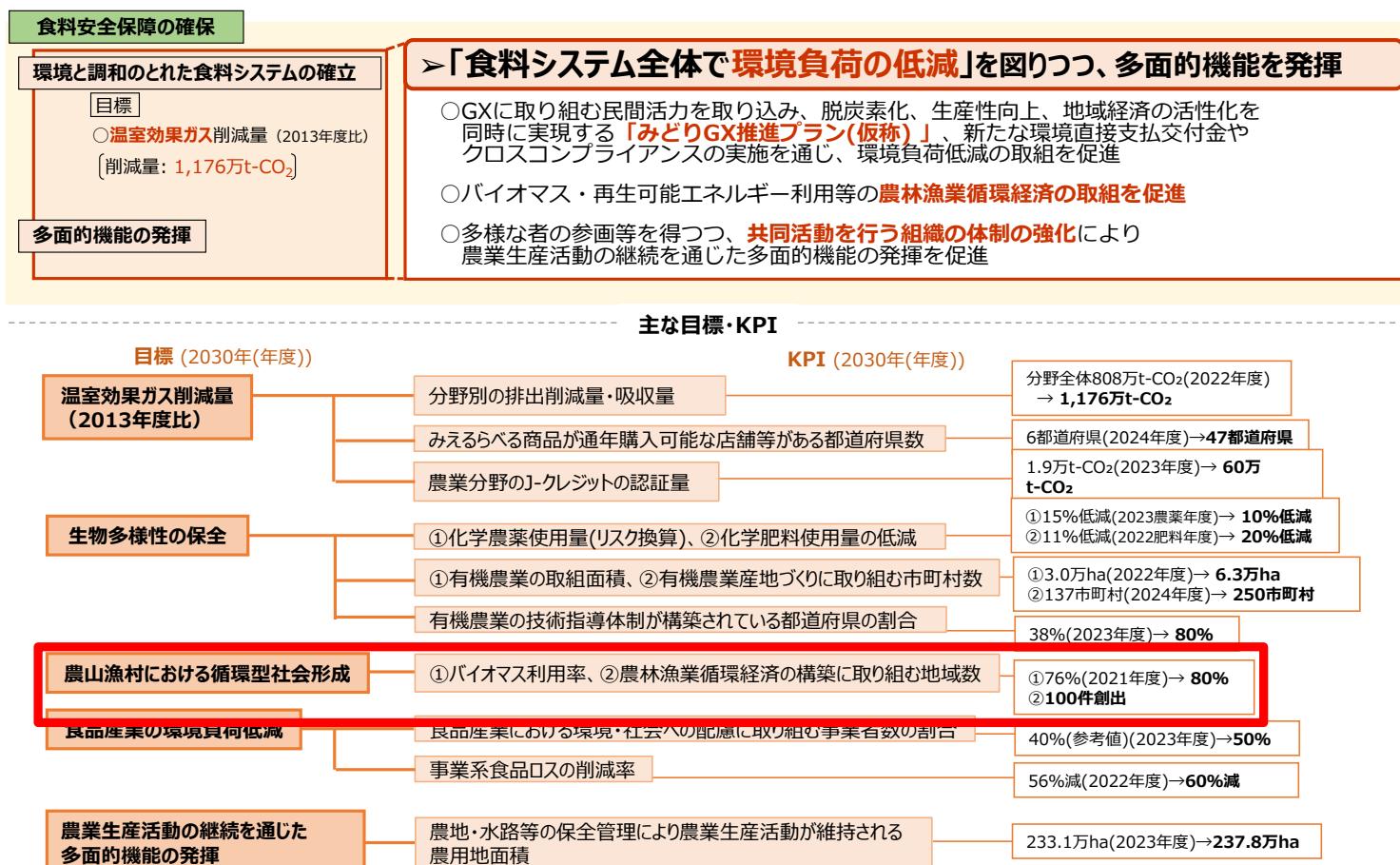
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
再生可能エネルギー室 課長補佐 塙 勝太

農林水産省における循環経済実現に向けた取組について

2025年1月19日
農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）【令和7年4月11日閣議決定】



③農林漁業循環経済地域の創出

・バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、**環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成**といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、**地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。**

ア) バイオマスの利用推進

これまで、**バイオマス活用推進基本計画**（令和4年9月閣議決定）に基づき、**バイオマスプラントの導入やバイオ燃料製造に係る支援、バイオマス産業都市の構築**（2024年度末：**104市町村**を選定）等を推進してきており、バイオマスの利用率は2021年度において約76%となっているが、更なる利用拡大が必要である。一方、持続可能な航空燃料（**SAF**）については、「航空脱炭素化推進基本方針」（令和4年12月策定）において、**2030年に本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAFに置き換える目標**が位置付けられている。このため、バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、「**農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律**」（平成20年法律第45号）による**農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進**や、**資源作物の栽培実証**等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。

●目標・KPIの検討案 KPI(2030年) 抜粋

- バイオマス利用率（80%）**
- 農林漁業循環経済の構築に取り組む地域数（100件創出）**

(参考)

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

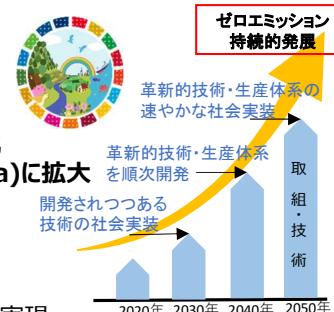
農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現



戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行なう者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスインテグレーション要件を充実。

※革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。

地産地消型エネルギー・システムの構築に向けて必要な規制を見直し。

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

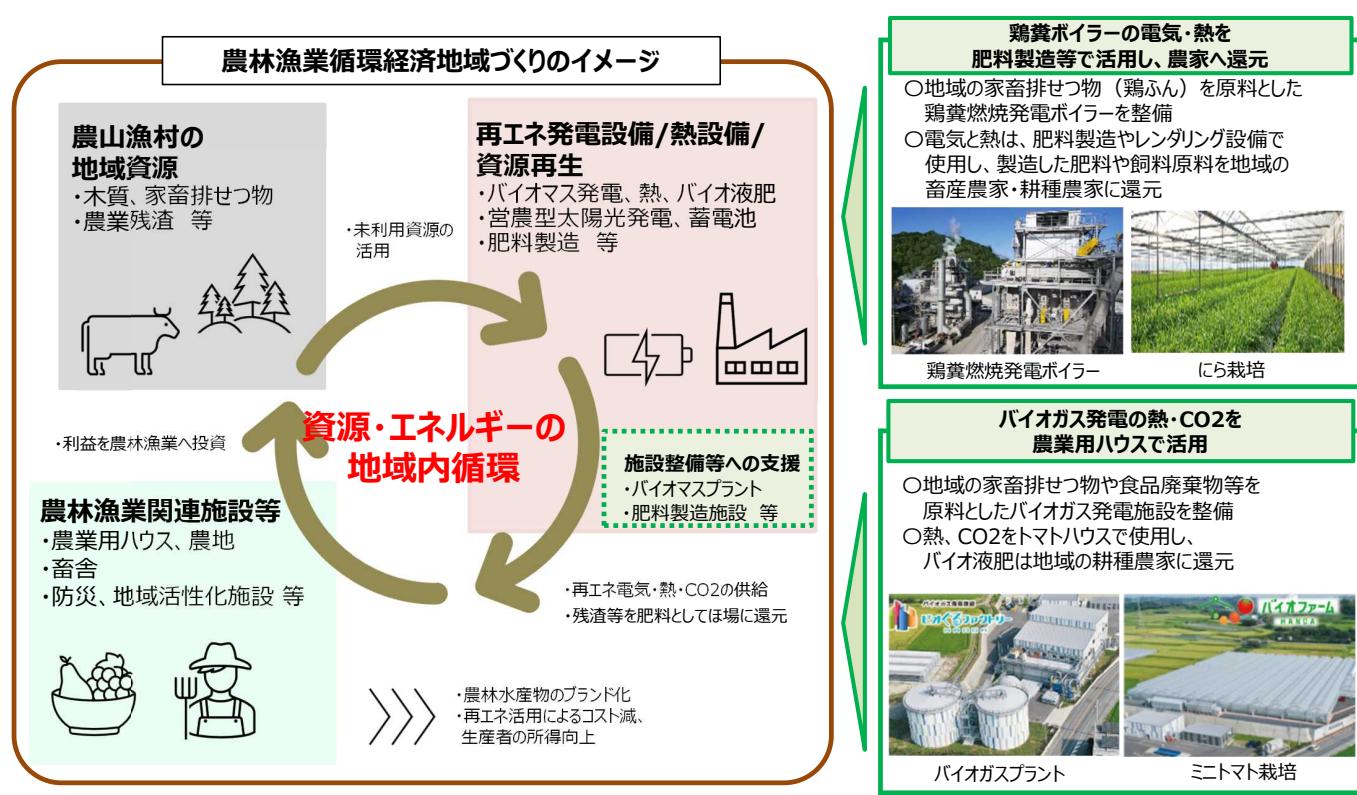
環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスター地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

農林水産業・食品産業における循環経済に関する取組 (地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援)

- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月策定）及び「みどりの食料システム法」（令和4年7月施行）に基づき、調達から生産・加工・流通・消費に至るまでの持続可能な食料システムを構築。
 - 農林水産業に由来する未利用資源から肥料やエネルギー等を生産し、地域内で利用する「農林漁業循環経済地域づくり」を推進。



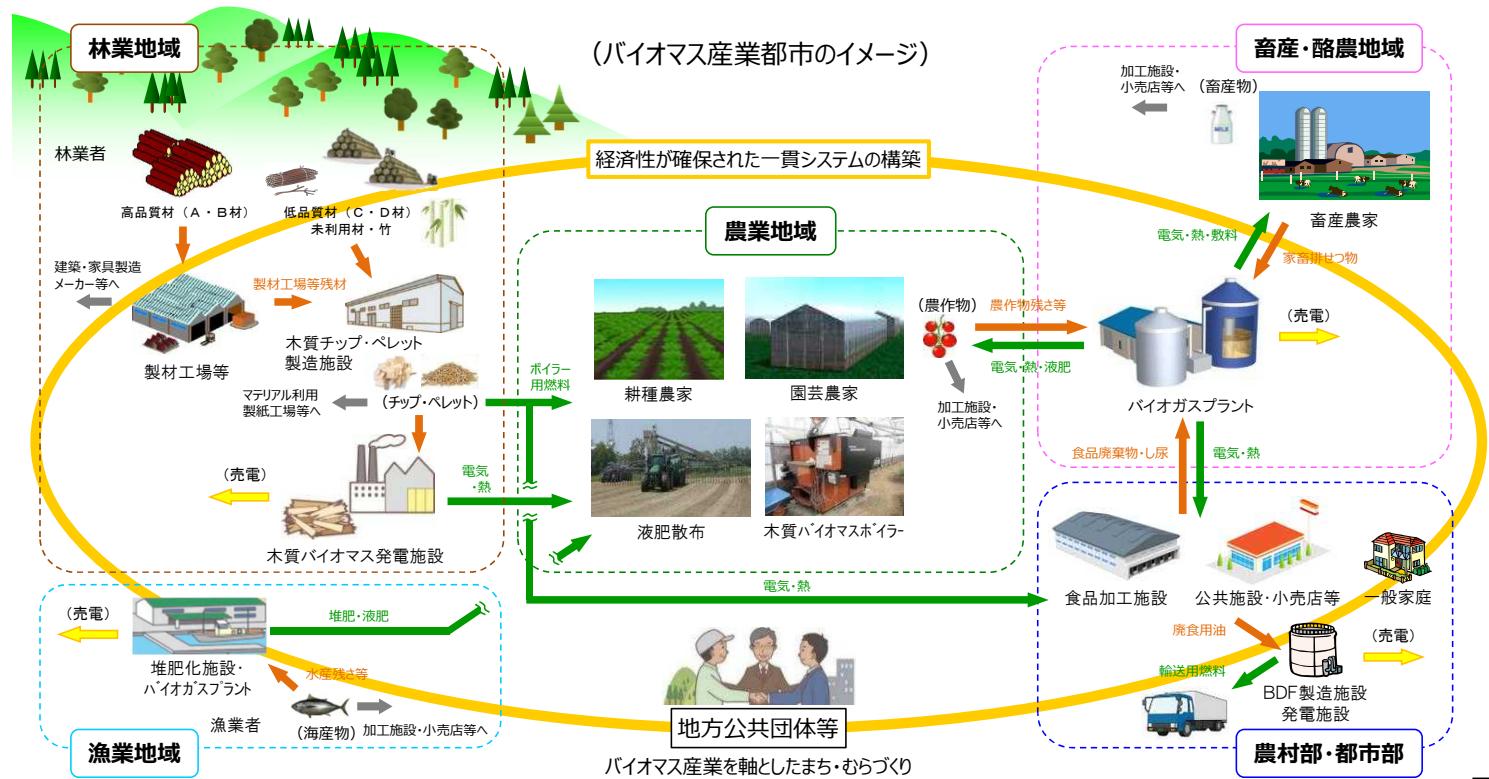
農林水産省大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

4

バイオマス産業都市について

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。

※関係7府省：内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省



農林水產省大臣官邸 / Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

5

バイオマス産業都市の選定地域（104市町村）

年度別選定地域数（※市町村数）

H25		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
1次	2次	26	8	6	11	16	11	5	7	4	3	4	2	1

<> 内は選定年度（①：1次選定、②：2次選定）

青字は令和6年度選定地域

北海道ブロック（38市町村）

十勝地域（19市町村）、下川町、別海町<H25①>、釧路市、興部町<H25②>
平取町<H27>、知内町、音威子府村、西興部村、標茶町<H28>
滝上町、中標津町、鶴居村<H29>、稚内市、浜頓別町、幌延町<H30>、八雲町<R1>
湧別町<R2>、雄武町<R3>、浜中町<R4>

北陸ブロック（4市）

新潟県 新潟市<H25①>、十日町市<H28>
富山県 射水市<H26>、南砺市<H28>

近畿ブロック（6市町）

滋賀県 竜王町<R4>
京都府 南丹市<H27>、京丹波町<H28>、京都市<H29>
兵庫県 洲本市<H26>、養父市<H30>

中国・四国ブロック（11市町村）

鳥取県 北栄町<H30>
島根県 奥出雲町<H25②>
隠岐の島町<H26>
飯南町<H27>
岡山县 真庭市、西粟倉村<H25②>
津市<H27>
広島県 東広島市<H29>
世羅町<R4>
山口県 宇部市<H29>
香川県 三豊市<H25①>

東北ブロック（13市町村）

青森県 平川市<H28>、西目屋村<H29>
岩手県 一関市<H28>、軽米町<R1>
宮城県 東松島市<H25①>
南三陸町<H25②>
大崎市<H27>、加美町<H28>
色麻町<H29>
秋田県 大潟村<R2>
山形県 最上町<H27>、飯豊町<H29>
西川町<R5>

関東ブロック（12市町村）

茨城県 牛久市<H25①>
栃木県 茂木町<H27>、大田原市<H29>、さくら市<R1>
群馬県 上野原市<H29>、長野原町<R4>
神奈川県 秦野市<R6>
山梨県 甲斐市<H27>
長野県 中野市<R1>、長野市<R3>
静岡県 浜松市<H25②>、掛川市<H28>

東海ブロック（5市町）

愛知県 大府市<H25①>、半田市<H28>
三重県 津市<H25②>、多気町、南伊勢町<R2>

九州ブロック（15市町）

福岡県 みやま市<H26>、宗像市<H27>、糸島市<H28>、朝倉市<R1>
佐賀県 佐賀市<H26>、玄海町<R1>
熊本県 南小国町<R5>
大分県 佐伯市<H26>、臼杵市<H27>、国東市<H28>、竹田市<R1>
宮崎県 小林市<H27>、川南町<R3>
鹿児島県 薩摩川内市<H28>、長島町<H28>

農林水産省 大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

6

いいでまち 地域の取組事例（山形県飯豊町）

【原料】



【利用法】



- 飯豊町は米沢牛の主要産地であるが、規模拡大に向け、家畜排せつ物の適正処理が課題に。バイオマス資源としての有効活用のため、家畜排せつ物等を活用したバイオガス発電所を設置。
- 「ながめやまバイオガス発電所（東北おひさま発電株式会社）」は、家畜排せつ物（肉牛9割、乳牛1割）や動植物性残さ物（食品くず・糖蜜など）を原料としたバイオガス発電施設。

施設概要	
■名 称	ながめやまバイオガス発電所
■事業主体	東北おひさま発電株式会社
■原料供給量	約16,800t/年
■発電能力	500kW (250kW×2台)
■発 电 量	約3,900,000 kWh/年
■電気の利用	自家利用及びFIT売電
■生産熱量	約7,900GJ/年 (自社、隣接の畜産業者で利用)
■稼動開始	令和2年10月



施設の特徴	
■余剰熱の活用	地中に埋設された配管を通じて施設内の道路や、隣接する畜舎入り口の融雪等に活用している。
■発酵残渣（消化液）の活用	固液分離棟で固分と液分に分離して、固分は再生肥料や良質なバイオマス堆肥、液分はバイオマス液肥として近隣の牧草地や水田・転作田等で活用している。 液肥生産量 約14,500t/年 敷料生産量 約1,700t/年



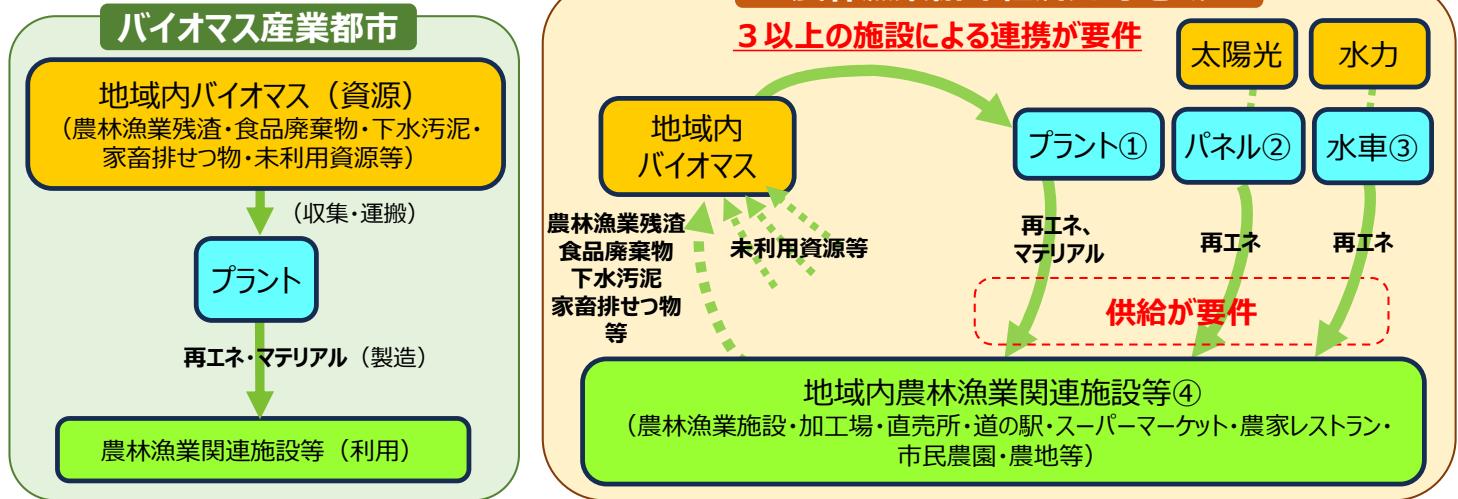
農林水産省 大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

7

バイオマス産業都市と農林漁業循環経済先導地域

- バイオマス産業都市は、資源の収集・運搬・製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・まちづくりを目指す地域で、実施主体は市町村又は複数市町村、市町村・都道府県・民間団体の共同体
 - 農林漁業循環経済先導地域は、バイオマス・太陽光・水力など農山漁村で得ることができる再生可能エネルギーやマテリアル資源を地域の農林漁業関連施設等で利用し、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害対応力強化、資金の地域外流失防止を図ることにより、農山漁村の循環経済の確立、地方創生を目指す地域で計画主体は市町村
 - 産業都市構想や先導地域計画に基づく取組で、国の支援事業を活用する際には優遇措置あり

【取組のイメージ】



農林水産省 大臣官房／Minister's Secretariat. Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.

8

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

＜対策のポイント＞

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
 - 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

＜事業の内容＞

- 1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進**

農林漁業循環経済先導地域づくりを推進する市町村等に対し、以下の取組を支援します。

 - ①農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ②課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ③再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

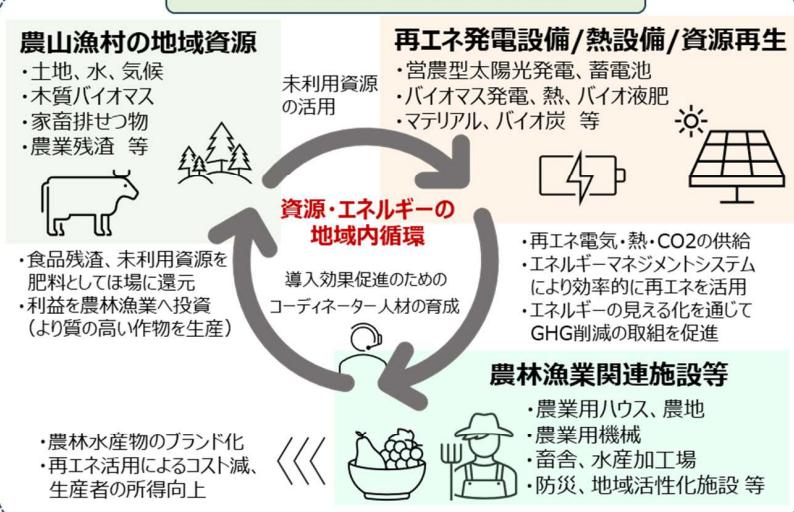
2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等（関連予算）

農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の実施増額等に計上する。

- 2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等**（関連予算）
農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を**各種支援事業**の優選措置等により支援します。

＜事業イメージ＞

農林漁業循環經濟先導計畫



＜事業の流れ＞



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援とともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和12年]
- バイオマスの利用率（80%） [令和12年]

＜事業の内容＞

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 敷設機材や実証は場を用意し、バイオ液肥をは場に散布します。（散布実証）
- ② 敷設実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

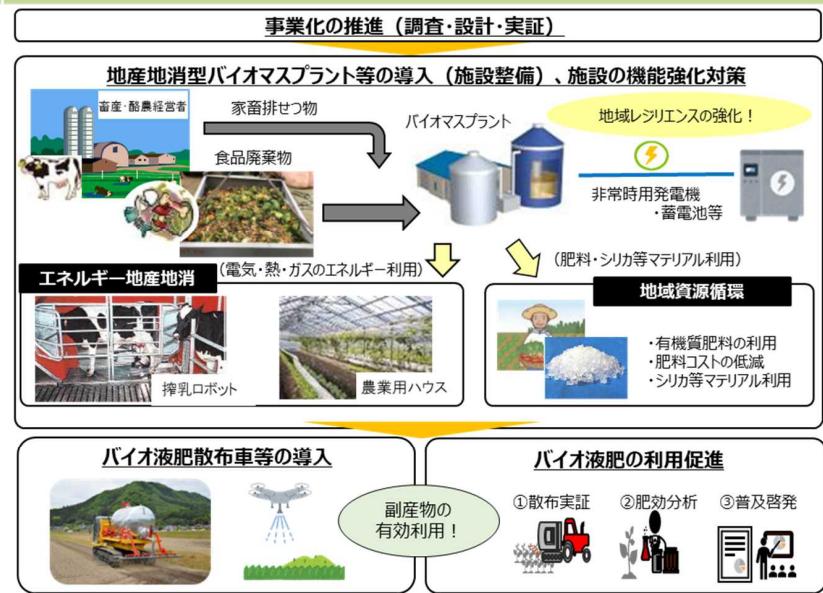
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



ご清聴ありがとうございました。



「みどりの食料システム戦略」の詳細はこちらからご覧いただけます。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

＜基調講演①—6＞

「循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について」

国土交通省総合政策局環境政策課

環境政策企画官 笹川 悠

循環経済の実現に向けた国土交通省の取組について

令和8年1月
国土交通省 総合政策局 環境政策課

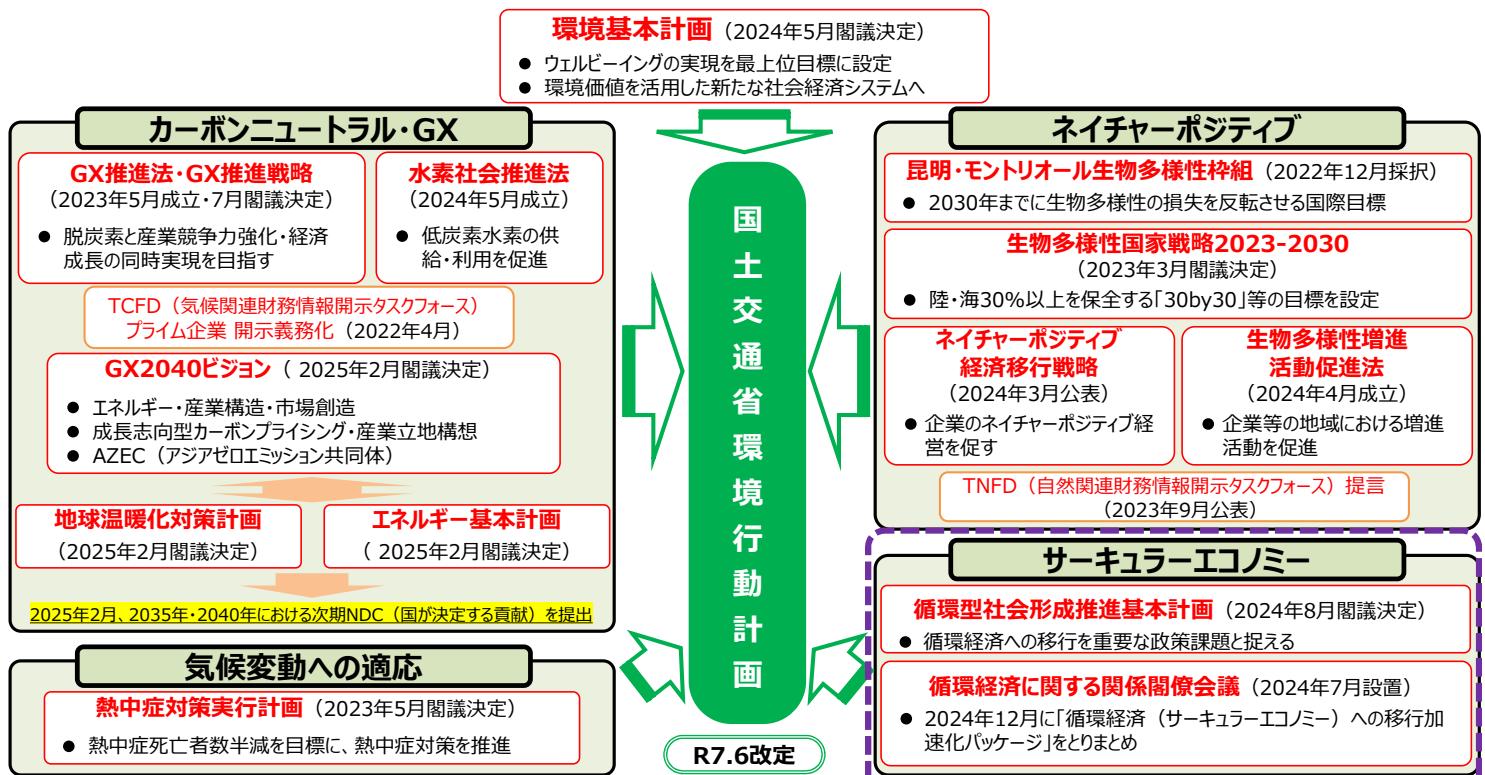


Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



国土交通省環境行動計画の改定について(背景)

- 政府の地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等の改定等を踏まえ、国土交通省の環境関連施策の実施方針を定める「環境行動計画」を改定（国土交通省グリーン社会実現推進本部（本部長は国土交通大臣）決定）。
- 「気候変動の緩和」、「自然共生、生物多様性の確保」、「循環型社会の形成」、「気候変動への適応」の実現に貢献するための施策を強化。



環境政策をめぐる情勢				主な社会課題
脱炭素の必要性の高まり	自然共生・生物多様性の機運増大	循環経済の重要性の高まり	気候変動の影響の顕在化	<人口減少> ・急速に人口減少や空き家等の増加が進展
◆2050年カーボンニュートラルに向け、野心的なCO ₂ 排出削減量目標を設定 (2030年:46%、2035年:60%、2040年:73%)	◆NbS(自然を活用して社会課題の解決に繋げる取組)やネイチャーポシティ(生物多様性の損失を軒反させる取組)の機運の高まり	◆国際的に再生材利用拡大の動き ◆環境対策のみならず、経済安全保障や産業競争力の観点から重要性が高まり	◆気候変動の影響により、水害、雪害、土砂災害等の自然災害が激甚化・頻発化、熱中症の深刻化	<東京一極集中> ・若者や女性が地方を離れる動き、「交通空白」
○GX推進戦略 →脱炭素と産業競争力強化・経済成長を両立するGXの推進	○G7札幌環境大臣会合(2023) →幸福などの恩恵をもたらすNbSの重要性強調	○海外の再生材利用の拡大 EU廃自動車改正規則案(2023) →再生プラス25%使用義務化案等	○洪水発生頻度の予測 気候変動シナリオ 洪水発生頻度 2°C上昇時 約2倍	<インフラ老朽化> ・今後20年間に建設後50年以上経過する施設の割合は加速的に高くなる見込み
○情報開示 →TCFD等、情報開示の動きが加速化	○昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022) →30by30を国際的目標として設定	○資源ナショナリズムの動き →中国はアエラス輸出許可制を導入	※降雨変化倍率をもとに算出した、洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値	<担い手不足等> ・建設業や運輸業では担い手確保が課題 ・公共交通の確保は危機的な状況
基本方針 ○あらゆる国土交通政策の立案・実行において、環境政策との整合を図り、予算・税制・法令等の様々な手段を用いて政策を展開 ○環境政策が目指すウェルビーイングの向上を図りながら、国土交通省の任務を果たす				①多様な主体による連携・協働 ②分野間連携による相乗効果 ③産業競争力強化との両立 ④予見可能性の確保(民間投資促進) ⑤社会課題との同時解決 ⑥新技術・DXの活用 ⑦国際展開

7つの重点分野



循環資源の利用の拡大－下水汚泥資源の肥料利用の推進

2

○ 下水汚泥は、地産地消可能な貴重な国内資源。

○ 農水省と連携したシンポジウムや、肥料の流通

経路の確保に向けたマッチング支援等により、

下水汚泥資源の肥料利用の拡大を推進。○ 公園や緑地等における下水汚泥の肥料利用促進に向けて、省内関係部局等と連携。

- 2030年目標として、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増。
- 肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とする(2021年 25%)

青森県岩木川浄化センター

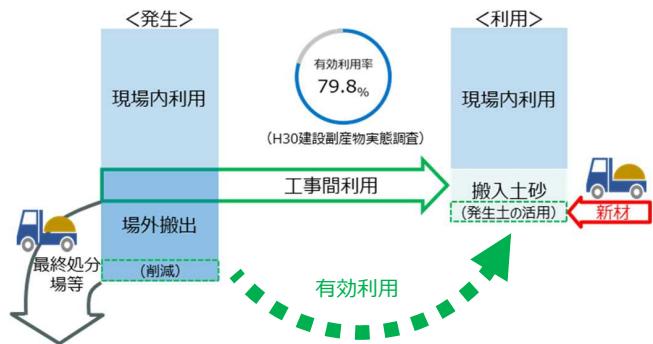
令和6年度創設の個別補助事業を活用して汚泥焼却炉を肥料化施設へ更新

(令和8年度より運営開始予定)



建設発生土の有効利用促進

- 再生資源である建設発生土の官民一体となった相互有効利用のマッチングを強化し、現場内・工事間利用等の有効利用を推進。



建設廃棄物のリサイクル推進

- 建設廃棄物由来の再生資材の需給等の実態調査を踏まえ、需要拡大のための取組を推進していく。

- また、需要を踏まえて、水平リサイクルの推進やCO2排出抑制等のリサイクルの質の向上を図っていく。



4

循環資源の生産の拡大

SAF(持続可能な航空燃料)の導入促進

- SAFサプライチェーンの構築や国産SAFの国際認証取得によるSAFの導入促進。

〔 2030年目標として、本邦航空会社における
燃料使用量の10%をSAFに置き換える。 〕

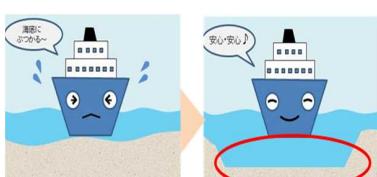
<SAF原料のイメージ>



廃食油 木質バイオマス 規格外ココナッツ

産業副産物等を利用したブルーインフラの整備

- CO2吸収源対策に資する藻場等の基盤となる浅場・干潟や生物共生型港湾構造物の造成において、港湾工事等で発生する浚渫土砂やスラグ等の産業副産物の有効活用を促進。



航路等を確保するため
浚渫を実施



発生する浚渫土砂を
活用した干潟の造成



鉄鋼の生産過程で
発生する産業副産物
(製鋼スラグ)

生物共生型港湾
構造物(藻場造成
ユニット)の造成

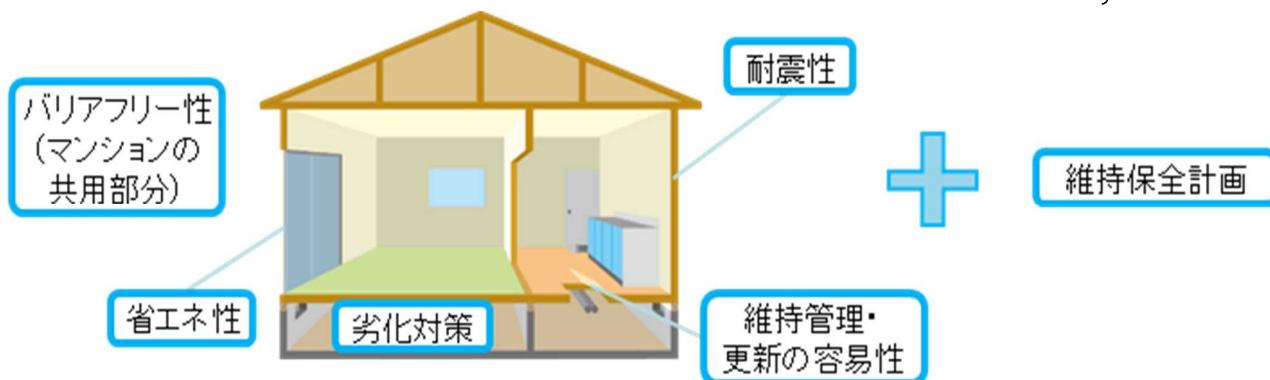
5

長寿命化等による廃棄物の発生抑制 – 長く使える住宅ストックの形成

- 住宅の構造や設備について、耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅(長期優良住宅)の普及促進。

※2024年度認定件数:新築約15万戸(新設戸建ての住宅着工戸数に対する割合は約39%)

〔2030年目標として、認定長期優良住宅のストック数約250万戸とする。〕
(2025.3累計実績約174万戸)



- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームを推進。

6

長寿命化等による廃棄物の発生抑制 – 空き家等の有効活用

- 空き家や空き地、マンションの空き室の流通の促進のため、令和6年6月に策定した「不動産業による空き家対策推進プログラム」を推進。
- 改正空家法に基づく取組等による、空き家の適切な管理や空き家の活用を促進。



(例)地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

7

- 「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換を図り、
損傷が軽微なうちに修繕すること等により、建設廃棄物の発生抑制を実現。

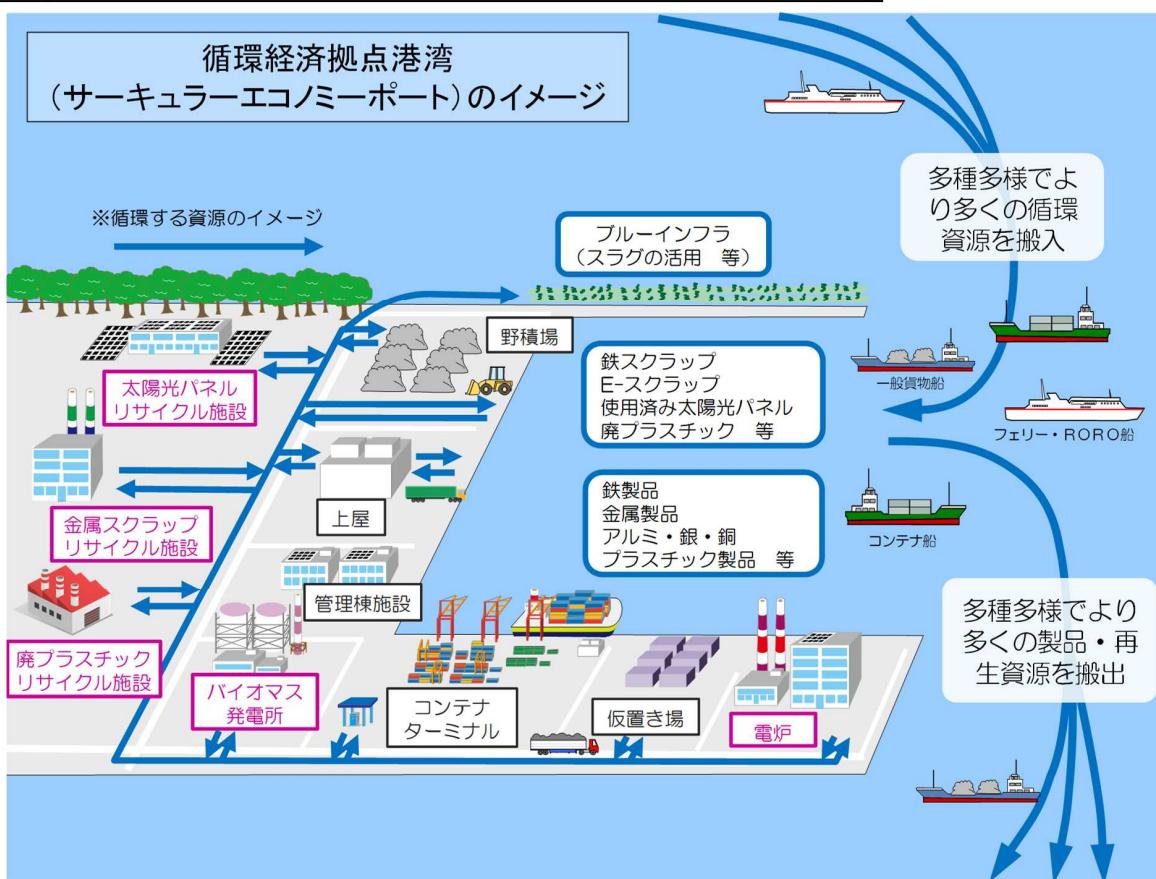


8

動静脈物流を支える連携の促進

－港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進

- 物流機能や高度なリサイクル技術を有する産業の集積を有する港湾を「循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート)」として選定・整備。



9